

熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年5月

熊野町

目次

はじめに	1
新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	3
-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
-5 対策推進のための役割分担と体制	5
-6 町行動計画の主要な5項目	7
(1) 実施体制	7
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	7
(3) まん延の防止に関する措置	8
(4) 住民に対する予防接種の実施	9
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	11
-7 発生段階	12
-8 組織体制	13
各段階における対策	15
-1 未発生期	15
(1) 実施体制	15
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	15
(3) まん延の防止に関する措置	15
(4) 住民に対する予防接種の実施	16
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	16
-2 海外発生期	18
(1) 実施体制	18
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	18
(3) まん延の防止に関する措置	19
(4) 住民に対する予防接種の実施	19
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	19
-3 地域未発生期	19
(1) 実施体制	20
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	20
(3) まん延の防止に関する措置	20
(4) 住民に対する予防接種の実施	19
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	19

-4 地域発生早期	20
(1) 実施体制	20
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	21
(3) まん延の防止に関する措置	21
(4) 住民に対する予防接種の実施	21
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	23
-5 地域感染期	24
(1) 実施体制	24
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	24
(3) まん延の防止に関する措置	24
(4) 住民に対する予防接種の実施	24
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	25
-6 小康期	26
(1) 実施体制	26
(2) 情報収集と適切な方法による情報提供	27
(3) まん延の防止に関する措置	27
(4) 住民に対する予防接種の実施	27
(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保	28
(参考)	
用語解説(五十音順)	29

はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のインフルエンザウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を保有していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、平成25年（2013年）6月7日「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等が定められており、本町においても、示された基準を踏まえ、地域の実状に応じ、的確に対応できる体制の整備を図るため、特措法第8条に基づき、熊野町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を作成する。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画と同様に以下のとおりとする。

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きなもの

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、町は、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが、り患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供の枠を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を本町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

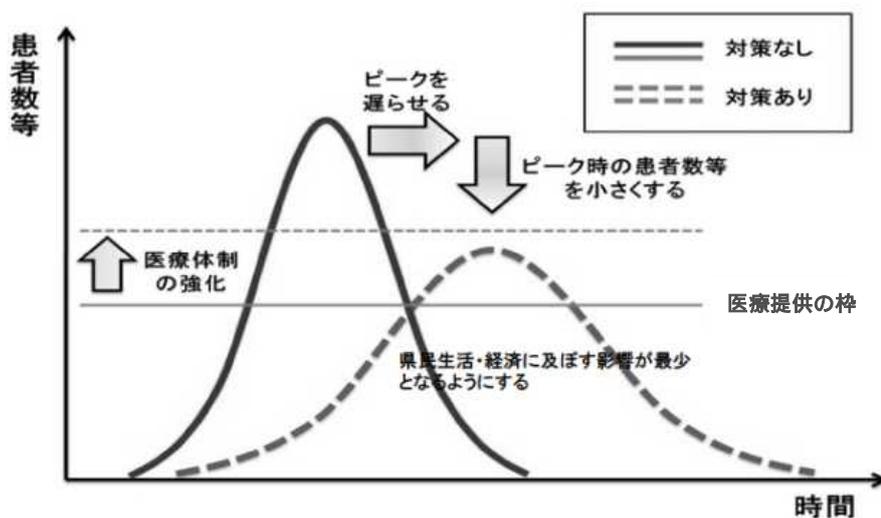
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供の枠を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 医療機関・行政及び事業者等は、事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで、政府行動計画において示された基準を踏まえ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまで、状況に応じた次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- 発生前の段階では、町民に対する啓発や発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
- 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替える。
- 町内の発生当初の段階では、感染のおそれのある者の外出自粛、病原性に応じて、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限の要請などを行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各種の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行う。
- 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を町民に呼びかける。
- 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行う。

-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１）基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、緊急物資の運送等（特措法第54条）等の実施に当たって、町民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする（特措法第5条）。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではない。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）、広島県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）、熊野町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。県対策本部長から政府対策本部長に対して、又は、町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、政府対策本部長又は県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因や人の免疫の状態等、社会環境など多くの要素に左右されるため、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

流行予測（熊野町・広島県・全国）

（アジアインフルエンザ（中等度）～スペインインフルエンザ（重度））

区 分	熊野町	広島県	全 国
総 人 口	約25,000人	約287万人	約12,800万人
患者数 (人口の25%が罹患すると仮定)	約6,000人	約72万人	約3,200万人
医療機関を受診する患者数	約2,400～4,800人	約29～56万人	約1,300～2,500万人

国勢調査に基づく人口（平成22年10月1日現在）により人口割して患者数を試算した。

推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による効果、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えない

ことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされた。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施する。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く。

2. 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤する。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

-5 対策推進のための役割分担と体制

1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、町及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

2. 地方公共団体の役割（県、町）

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく県内における措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応に努める。

また、県は特措法及び感染症法に基づく措置の実施に当たっては、国、保健所を設置する広島市、呉市及び福山市（以下「保健所設置市」という。）、市町及び指定（地方）公共機関等の事業者と相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の地域医療体制の確保及びまん延防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、患者移送・防疫用器具の整備、医療体制の整備等の感染症対策に必要な基盤の整備に努める。

【町】

町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県、近隣市町、指定（地方）公共機関と緊密な連携に努める。

3．医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材の確保等の推進に努める。また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進める。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4．指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき（特措法第3条第5項）、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5．登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（厚生労働大臣が登録）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備に努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

6．一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて職場における感染対策に努める。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる

事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる（特措法第4条第1項、第2項）。

7. 町民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人での感染対策を実践する。また、発生時に備えて、個人においても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人での対策を実施する。

-6 町行動計画の主要な5項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「（1）実施体制」、「（2）情報の収集及び情報提供」、「（3）まん延防止」、「（4）予防接種」、「（5）町民の生活・地域経済の安定の確保」の5項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

（1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、危機管理の問題として全部局一丸となって取り組む必要がある。

この危機管理に関係者が迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く周知しておく必要がある。

さらに、関係部局が連携し、一体となった取り組みを進める必要があるため、各発生段階に応じた体制を整備する。

海外において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、都道府県の対策本部の立ち上げが行われる。

さらに、政府対策本部長が国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的且つ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとみとめ、特措法に基づく「緊急事態宣言」を行った場合には、特措法第34条と熊野町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づいて、町長を本部長とする町対策本部を設置する。

町対策本部は、国・県等関係機関との連携を図りつつ、政府対策本部の基本的対処方針に基づき必要な措置を講ずる。

（2）情報の収集及び情報提供

ア 情報の収集及び情報提供の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業

者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ 情報提供手段の確保

町民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における町民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、町は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを町民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得を得ることが、発生時に町民等に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童・生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していく。

エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定の経緯や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

また、新型インフルエンザには誰もが感染する可能性があること、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 町民の情報収集の利便性向上

町民の情報収集の利便性向上のため、国や県、町、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、町のホームページに総覧できるサイトを開設する。

オ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する必要がある。

町は、町対策本部における広報担当者を設置し、県と適時適切に情報を共有する。なお、町が記者発表を行う場合は、事前に県と協議を行うものとする。

カ 相談窓口の設置

町は、海外発生期から小康期までの間、住民からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談に対応する情報提供窓口として、相談窓口の設置をする。

(3) まん延防止

ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等の感染対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止の指示を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、町内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

地域対策・職場対策については、町内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

ア 予防接種の目的

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

イ 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となる業種・職務については、政府行動計画等において示されている。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、医療関係者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

また、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要となることから、政府行動計画においては、発生した新型インフルエンザ等の病原性の特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部が判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

ウ 住民接種

ウ - 1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づ

き、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなり、接種費用は自己負担で実施するが、町が経済的理由により接種費用を負担することができないと認められた者に対し接種費用の減免措置を行うことができる。

住民接種の接種順位等の基本的な考え方は、政府行動計画に示されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

ウ - 2) 住民接種の接種体制

町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築する。実施主体となる町は、未発生期の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

接種場所の確保

接種に要する器具等の確保

接種に関する住民への周知方法

通常の協力依頼では医療従事者の確保ができないような場合、特措法第46条第6項において読み替えて準用する第31条の規定に基づき、都道府県知事は、政令で定める医療関係者に対し、住民に対する予防接種の実施に関し必要な協力の要請等を行うことを検討する。

発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ることが必要である。

接種については、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法を念頭に、厚生労働省において住民接種に関する実施要領が定められるため、町においては、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめその手順を計画しておく必要がある。

ウ - 3) 住民接種の対象者

住民接種は、全町民を対象とする（在留外国人を含む）。実施主体である町が接種を実施する対象者は、町内に居住する者を原則とするが、町に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入所中の患者等に対しても、接種を実施する場合は考えられる。

ウ - 4) 住民接種の会場

町は、接種のための会場について、地域の実情に応じつつ、人口1万人に1か所程度の接種会場を、公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより確保する。

原則として集団的接種を行うため、町は、そのための体制を確保する。すなわち、各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具等を確保する必要がある。

ウ - 5) 予防接種による健康被害

医療機関等（予防接種を実施した以外の医療機関を含む。）は、基準に該当する予防接種後の副反応を診断した場合、報告様式を用い、速やかに厚生労働省に報告する。

接種対象者が、予防接種法に基づいて予防接種を受け、健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、住民接種の場合は、町が給付を行う。接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する町とする。

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

ア 社会・経済機能の維持

新型インフルエンザ等は、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間程度続くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、町民の生活及び地域経済に多大な影響を与えるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民の生活及び地域経済への影響を最小限となるよう、国、県、町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

イ 要援護者への生活支援

町は、自治会等と連携して、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるようにする。新型インフルエンザ等発生時の要援護者は、家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者が対象範囲となる。

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。

緊急事態宣言がされている場合、町は、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

ウ 埋火葬の円滑な実施

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ 100%を占めているが、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

他方、感染症法第 30 条第 3 項においては、墓地、埋葬等に関する法律第 3 条に規定する 24 時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から 24 時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第 30 条第 2 項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。

そのため、国内感染期（まん延期）において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を

行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

町は、墓埋法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。

海外発生期では、町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても、準備を進める。

新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは、埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

-7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、意思決定を迅速に行うことができるよう、予め各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

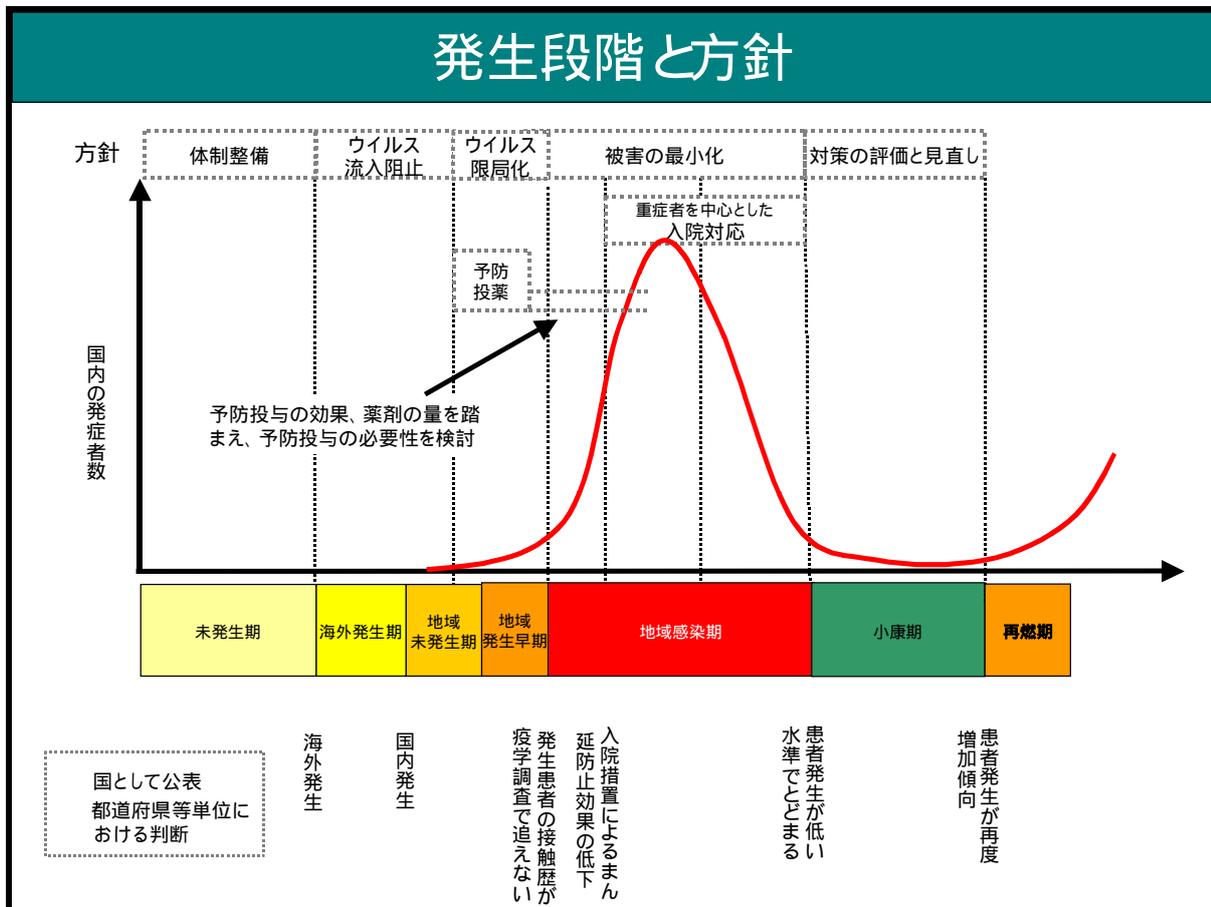
町行動計画では、政府行動計画、県行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生する前から、国内で発生し、パンデミックを迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

発生段階		状態
国発生段階	地域発生段階	
未発生期	未発生期	・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況（発生疑いを含む）。
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	地域未発生期	いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で発生していない状態
	地域発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
国内感染期	地域感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態
小康期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国・県と協議の上で、町対策本部において決定するものとする。

町，関係機関等は，それぞれの行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお，段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり，また，必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと，さらには，緊急事態宣言がされた場合には，対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。



-8 組織体制

1. 熊野町の新型インフルエンザ等発生時の体制

発生段階	未発生期	海外発生期	地域未発生期	地域発生早期	地域感染期	小康期
発生段階ごとの目的	1)体制整備 2) 発生の早期確認に努める	1)体制整備 2) 発生の早期確認に努める	体制整備	1) 感染拡大防止策実施 2) 適切な医療を提供する 3) 感染拡大に備えた体制整備	1)健康被害を最小限に抑える。 2)町民生活・経済への影響を最小限に抑える。	町民生活・経済の回復を図り第二波に備える
体制			<「緊急事態宣言」時> 町対策本部の設置			

部局名	項目
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場内での感染予防対策及び感染拡大防止策の徹底に関すること ・ 発生期における業務の維持継続に関すること ・ 町民への情報提供に関すること ・ 所管する事業者等への情報提供及び事前計画の策定等，対策実施への協力・助言に関すること ・ 所管する施設等におけるまん延防止に関すること ・ 県，市町，関係機関・団体との間の情報共有に関すること ・ 発生期における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等に関すること ・ 死体安置場所の提供に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部の運営に関すること（県危機対策本部との連携） ・ 町業務の維持（職員の健康管理を含む）の総括に関すること ・ 庁舎におけるまん延防止に対策に関すること ・ 広報の総括に関すること ・ 報道機関への情報提供に関すること ・ 物品調達に関すること ・ 生活関連物資の確保のための支援に関すること ・ 消防防災関係機関との連絡調整に関すること ・ 患者輸送体制の確保に関すること ・ 公共交通機関におけるまん延防止に関すること ・ 企業活動の維持・復旧のための支援（融資を含む）に関すること
民生部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町対策本部の運営に関すること（保健所等との連携） ・ 防疫対策の統括に関すること ・ 新型インフルエンザ等予防接種に関すること ・ ワクチン接種会場の確保に関すること ・ 病原体の検査に関すること ・ 健康相談対応，感染防止策の普及啓発に関すること ・ 要援護者（在宅の高齢者，障害者等）への情報提供，支援に関すること ・ 社会福祉施設等における感染予防・まん延防止等に関すること ・ 感染性一般廃棄物の処理に関すること ・ ごみの排出抑制に関すること ・ 物価の安定及び生活関連物資の適切な供給に係る相談に関すること ・ 火葬体制の確保に関すること ・ 食品事業者等に対する感染予防策の周知に関すること ・ 保育所等における感染予防・まん延防止等に関すること
建設部 水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライフライン（上下水道）の機能確保に関すること ・ 高病原性鳥インフルエンザ対策事務局所管部としての新型インフルエンザ等対策本部との連絡調整に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立教育機関における感染予防・まん延防止等に関すること ・ 発生期における教育対策に関すること

各段階における対策

以下，発生段階ごとに，目的，対策の考え方，主要5項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合，国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており，個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや，当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから，段階はあくまでも目安として，必要な対策を柔軟に選択し実施する。

-1 未発生期

(状態)

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- 海外において，鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが，ヒトからヒトへの持続的な感染は見られていない状況。(発生疑いを含む)

(目的)

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国及び県との連携の下，発生の早期確認に努める。

(対策の考え方)

- 1) 新型インフルエンザ等は，いつ発生するか分からないことから，平素から警戒を怠らず，本町行動計画等を踏まえ，国や県等との連携を図り，対応体制の構築や訓練の実施，人材の育成等，事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し，県全体での認識共有を図るため，継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

町行動計画等の作成

- ・ 特措法の規定に基づき，政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ，発生前から，新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い，各対策の具体的な方策，感染まん延期における町の業務継続計画を策定し，必要に応じて見直していく。(民生部(健康課)，全部局)

国・地方公共団体の連携強化

- ・ 県，他の市町と相互に連携し，新型インフルエンザ等の発生に備え，平素からの情報提供，連携体制の確認，訓練を実施する。(民生部(健康課)，全部局)

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

- ・ 発生前から，情報収集・提供体制を整備し，国及び県が発信する情報を入手することに努める。(民生部(健康課)，全部局)
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に，町民からの相談に応じるため，国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。(民生部(健康課))
- ・ 発生前から国，県，関係機関との情報共有を行う体制を整備し，必要に応じて，訓練を実施する。(総務部(総務課)，民生部(健康課))
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を収集し，保健所との連携の下，地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。(民生部(健康課))

(3) まん延の防止に関する措置

感染対策の実施

- 町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みをさける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(民生部(健康課))

防疫措置、疫学調査等についての連携強化

- 国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。(民生部(健康課))

(4) 住民に対する予防接種の実施

特定接種の位置づけ

- 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法(第22条及び第23条を除く。)の規定を適用し実施する。(民生部(健康課))
- 特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する町が実施主体として接種を実施する。(総務部(総務課)、民生部(健康課))

特定接種の準備

- 国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力する。(民生部(健康課))
- 登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じて業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。(民生部(健康課))

住民接種の位置づけ

- 住民接種は、在留外国人を含む全住民を対象とする。
- 実施主体である町が接種を実施する対象者は、町内に居住する者を原則とする。

住民接種の準備

- 住民接種については、町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。(民生部(健康課))
- 町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(民生部(健康課))
- 町は、住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し、住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。(民生部(健康課))
- 町は、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(民生部(健康課)、教育委員会(学校教育課))
- 実施主体となる町は、未発生の段階から、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等に留意し、地域医師会等と連携の上、接種体制を構築する。(民生部(健康課))

- a 医師，看護師，受付担当者等の医療従事者等の確保
- b 接種場所の確保
- c 接種に要する器具等の確保
- d 接種に関する住民への周知方法
- ・ 町は，集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか，医療従事者や誘導のための人員，待合室や接種場所等の設備，接種に要する器具等を確保する。（民生部(健康課)）

（５）町民の生活・地域経済の安定の確保

要援護者への生活支援

- ・ 町は，地域感染期における高齢者，障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問診療，食事の提供等），搬送，死亡時の対応等について，国からの要請に対応し，県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。（民生部(福祉課)）
 - ・ 町は，最も住民に近い行政主体であり，地域住民を支援する責務を有することから，住民に対する情報提供を行い，新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに，新型インフルエンザ等の流行により孤立化し，生活に支障を来たすおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（民生部(福祉課)）
 - ・ 以下の例を参考に，町が要援護者を決定する。（民生部(福祉課)）
 - a 一人暮らしで介護ヘルパー等の介護等がなければ，日常生活（特に食事）が非常に困難な者
 - b 障害者のうち，一人暮らしで介護ヘルパーの介護や介助がなければ，日常生活が非常に困難な者
 - c 障害者又は高齢者のうち，一人暮らしで支援がなければ町からの情報を正しく理解することができず，感染予防や感染時・流行期の対応が困難な者
 - d その他，支援を希望する者（ただし，要援護者として認められる事情を有する者）
 - ・ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について，町が関係団体や地域団体，社会福祉施設，介護支援事業者，障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し，発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（民生部(福祉課)）
 - ・ 支援を必要とする者に対しては，地域の代表者や町の職員等が，個々の世帯を訪問し，食料品・生活必需品等を配付する方法も検討する。（総務部(総務課)，民生部(福祉課，健康課)）
 - ・ 町は，自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）
 - ・ 町は，新型インフルエンザ等発生時にも，地域住民の生活支援を的確に実施できるよう，町自らの業務継続計画を策定する。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）
- ### 火葬能力等の把握
- ・ 町は，県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また，県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。（民生部(生活環境課)）
 - ・ 町は，墓地，埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において，埋火葬の許可権限等，地域における埋火葬の適切な実施を図るとともに，個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。（民生部(住民課，生活環境課)）
 - ・ 町は，公民館，体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能

な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（民生部(生活環境課)）

- ・ 町は、県の火葬体制を踏まえ、火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。（民生部(住民課，生活環境課)）

物資及び資材の備蓄等

- ・ 町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）
- ・ 町は、地域に必要な物資の量，生産，物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄，製造販売事業者との供給協定の締結等，各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら，あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保，配分・配付の方法について検討を行い，地域の実情に応じた計画を策定するとともに，早期に計画に基づく取組みを進める。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）

-2 海外発生期

（状態）

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては，発生国・地域が限定的な場合，流行が複数の国・地域に拡大している場合等，様々な状況

（目的）

- 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入状況等に注視し，早期発見に努める。
- 2) 町内発生に備えて体制の整備を行う。

（対策の考え方）

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが，その場合は，病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう，強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため，国との連携の下で，海外での発生状況，新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 国内発生した場合に備え，早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに，県内又は町内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い，医療機関，事業者，町民に準備を促す。
- 5) 国が検疫等により，国内発生を出来るだけ遅らせるよう努め，その間に，町民生活及び町民経済の安定のための準備，プレパンデミックワクチンの接種，パンデミックワクチンの接種準備等，町内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（1）実施体制

- ・ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された際，政府対策本部や県の対策本部の立ち上げが行われる。町では町新型インフルエンザ等対策本部を特措法に基づく緊急事態宣言がない場合は設置しない。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

コールセンター等の体制

- ・ 町は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。(総務部(総務課), 民生部(健康課))
- ・ 町は、国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

情報提供方法

- ・ 町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。(総務部(総務課), 民生部(健康課), 全部局)
- ・ 町は、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。(総務部(総務課), 民生部(福祉課, 健康課), 全部局)
- ・ 町は、ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報をその地域に提供する。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

(3) まん延の防止に関する措置

- ・ 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(民生部(健康課))

(4) 住民に対する予防接種の実施

特定接種の実施

- ・ 町は、国と連携し、町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。(民生部(健康課))

特定接種の広報・相談

- ・ 町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(民生部(健康課))

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

要援護者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。(民生部(福祉課, 健康課))

遺体の火葬・安置

- ・ 町は、国から県を通じて行われる「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。(民生部(健康課, 生活環境課))
- ・ 町は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。(民生部(健康課, 生活環境課))

-3 地域未発生期

(状態)

○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び町内で発生していない状態

(目的)

1) 町内発生に備えて体制の整備を行う。

(対策の考え方)

1) 町内発生早期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の準備を急ぐ。

2) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ・ 海外発生期に準ずる。

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置し、町内発生に備えて体制を強化する。(総務部(総務課)、民生部(健康課))

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

- ・ 海外発生期に準ずる。

(3) まん延の防止に関する措置

- ・ 海外発生期に準ずる。

(4) 住民に対する予防接種の実施

- ・ 海外発生期に準ずる。

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

- ・ 海外発生期に準ずる。

-3 地域発生早期

(状態)

○ 県内又は町内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

(目的)

1) 町内での感染拡大をできる限り抑える。

2) 患者に適切な医療を提供する。

3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(対策の考え方)

1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われたときには、積極的な感染拡大防止対策等をとる。

2) 医療体制や感染拡大防止対策について周知し、個人一人一人が取るべき行動について

十分な理解を得るため、町民への積極的な情報提供を行う。

- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 町内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ・ 町は、県及び町の感染状況に応じ、特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。(総務部(総務課)、民生部(健康課))

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。(総務部、民生部(健康課))

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

コールセンター等の体制充実・強化

- ・ 町は、国からの要請に従い、国から配付される Q&A の改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。(民生部(健康課))
- ・ 町は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。(総務部(総務課、企画財政課)、民生部(健康課))

情報提供方法

- ・ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務部(総務課)、民生部(健康課))
- ・ 個人情報の公表の範囲については、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 7 条の主旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。(総務部(総務課)、民生部(健康課))
- ・ 発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段を発表する。(総務部(総務課)、民生部(健康課))

(3) まん延の防止に関する措置

- ・ 町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

(4) 住民に対する予防接種の実施

住民接種の実施

- ・ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、町は供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。(民生部(健康課))
- ・ 町は、接種の実施にあたり、国及び県と連携して、各地域健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(民生部(健康課))
- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、町は接種会場における感染対策を図る。(民生部(健康課))
- ・ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とするが、実施主体である町の判断により、通院中の医療機関において接種する。(民生部(健康課))
- ・ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。(民生部(健康課))
- ・ ワクチンの大部分が10m¹等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。(民生部(健康課))
- ・ 1m¹等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団的接種によらず接種を行うことも考慮する。(民生部(健康課))
- ・ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に該当者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考慮する。(民生部(健康課))
- ・ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。(民生部(福祉課, 健康課))

住民接種の広報・相談

- ・ 町は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。(民生部(健康課))
- ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。(民生部(健康課))

住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ 予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。（民生部(健康課)）

緊急事態宣言がされている場合の措置

住民に対する予防接種の実施

- ・ 町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。（民生部(健康課)）

住民接種の広報・相談

- ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と平行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。
- ・ 町は、実施主体として、具体的な接種スケジュールや接種の実施場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。（民生部(健康課)）

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

要援護者対策

- ・ 町は、計画に基づき、要援護者対策を実施する。（民生部(福祉課、健康課)）
- ・ 町は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。（総務部(総務課)、民生部(福祉課)）
- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（民生部(福祉課、健康課)）
- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（民生部(福祉課、健康課)）

遺体の火葬・安置

- ・ 町は、県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、町内における新型インフルエンザ等の発生を踏まえ、遺体の搬送作業に従事する者の手に渡るよう調整する。（民生部(生活環境課)）
- ・ 非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。（民生部(生活環境課)）
- ・ 町は、遺体の搬送作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（民生部(生活環境課)）

緊急事態宣言がされている場合の措置

水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、政府及び県の行動計画で定めるところにより、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（水道部(上下水道課)）

生活関係物資等の価値の安定等

- ・ 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部(商工観光課)）

- 4 地域感染期

(状態)

- 県内及び町内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追うことができなくなった状態

(目的)

- 1) 健康被害を最小限に抑える。
- 2) 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

(対策の考え方)

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた感染拡大防止対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりが取るべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 欠勤者の増大が予想されるが、町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。

- 5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 6) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

- 町は、県及び町の感染状況に応じ、特措法に基づかない任意の対策本部を設置する。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

緊急事態宣言がされている場合の措置

町対策本部の設置

- 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

(2) 情報収集と適切な方法による情報提供

- 地域発生早期に準ずる。

(3) まん延の防止に関する措置

- 町は、引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

(4) 住民に対する予防接種の実施

住民接種の実施

- 町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(民生部(健康課))
- 住民接種実施についての留意点は地域発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。

住民接種の有効性・安全性に係る調査

- 予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(民生部(健康課))

緊急事態宣言がされている場合の措置

住民接種の実施

- 町は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。(民生部(健康課))
- 住民に対する予防接種実施についての留意点は地域発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
- 住民接種の広報・相談については、地域発生早期(緊急事態宣言がされている場合の措置)の項を参照。

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

要援護者対策

- 町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り, 食事の提供, 医療機関への移送)を行う。(民生部(福祉課, 健康課))

- 町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。（総務部(総務課)，民生部(福祉課)）
 - 遺体の火葬・安置
- 町は、引き続き遺体の搬送作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。（民生部(生活環境課)）
- 町は、県が遺体の搬送作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。（総務部(総務課)，民生部(生活環境課)）
- 町は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、他の町及び近隣県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。（民生部(生活環境課)）
- 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。（民生部(生活環境課)）
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。（民生部(生活環境課)）

緊急事態宣言がされている場合の措置

水の安定供給

- 地域発生早期の項を参照。（水道部(上下水道課)）

生活関連物資等の価格の安定等

- 町は、町民生活及び町民経済の安定のために、物資の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。（総務部(商工観光課)）
- 町は、生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部(商工観光課)）
- 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがある時は、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。（総務部(商工観光課)）

遺体の火葬・安置

- 町は、国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。（民生部(生活環境課)）

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や機関においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。（民生部(住民課，生活環境課)）

要援護者対策

- ・ 町は、国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り，介護，訪問診療，食事の提供等），搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。（民生部(福祉課，健康課)）

- 5 小康期

（状態）

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行はいったん終息している状況。

（目的）

- 1) 町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

（対策の考え方）

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材，医薬品の調達等第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（1）実施体制

- ・ 国による「小康期」の告示等を踏まえ、体制の規模を縮小する。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）
- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、対処方針等の見直しを行い、流行の第二波に備えた対策を検討する。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）
- ・ 緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。（総務部(総務課)，民生部(健康課)）

（2）情報収集と適切な方法による情報提供

- ・ 町は、状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。（民生部(健康課)）

（3）まん延の防止に関する措置

- ・ 引き続き、町民に対し、うがい，手洗い，マスク着用及び咳エチケットを習慣化するよう周知徹底を図る。（民生部(健康課)）

（4）住民に対する予防接種の実施

住民接種の実施

- ・ 町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。(民生部(健康課))
- ・ 住民接種実施についての留意点は、地域発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
住民接種の有効性・安全性に係る調査
- ・ 予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。(民生部(健康課))

緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。(民生部(健康課))
- ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は、地域発生早期の項(緊急事態宣言がされていない場合)を参照。
- ・ 住民接種の広報・相談については、地域発生早期(緊急事態宣言がされている場合の措置)の項を参照。

(5) 町民の生活・地域経済の安定の確保

要援護者対策

- ・ 町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)を行う。(民生部(福祉課, 健康課))

緊急事態宣言がされている場合の措置

新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 町は、国、県、指定(地方)公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務部(総務課), 民生部(健康課))

用語解説(五十音順)

用語	解説
アジアかぜ	1957年(昭和32年)に中国南西部で発生した当時の新型インフルエンザであり世界で約200万人が罹患したとされている。
インフルエンザウイルス	インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こしているのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。
ウイルス学的サーベイランス	流行している新型インフルエンザ等ウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。
疫学調査	感染者や感染者に接触歴のある方を対象として、感染症の原因や動向を調べ、感染源等を調査すること。
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症サーベイランスシステム(NESID)	感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集解析するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。
感染症指定医療機関	感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局。

用語	解説
感染症病床， 結核病床	<p>病床は，医療法によって，一般病床，療養病床，精神病床，感染症病床，結核病床に区別されている。感染症病床とは，感染症法に規定する新感染症，一類感染症，二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床であり，結核病床とは，結核の患者を入院させるための病床である。</p>
帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生源からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>帰国者・接触者外来は，海外発症期から県内発症早期までを設置時期とし，患者が相当程度増加（感染期等）した段階では患者のトリアージ効果が望めないため，相談センターを縮小・廃止する。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者とそれ以外の疾患の患者とを振り分けることで両者の接触を最小限にし，感染拡大の防止を図ることを目的とする。</p> <p>帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には，一般の医療機関（内科・小児科等，通常，感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>
帰国者・接触者相談 センター	<p>発生源から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって，発熱・呼吸器症状等を有する者から，電話で相談を受け，帰国者・接触者外来に紹介するために都道府県及び市町が保健所等に設置する電話対応専門の施設。</p> <p>新型インフルエンザ等の患者の早期発見，当該者が事前連絡せずに直接医療機関を受診することによるそれ以外の疾患の患者への感染の防止，地域住民への心理的サポート及び特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減等を目的とする。</p>
基礎疾患を有する者 等	<p>妊婦，幼児又は呼吸器疾患（喘息を含む。），心疾患（高血圧を除く。），腎疾患，肝疾患，神経疾患，神経筋疾患，血液疾患，代謝性疾患（糖尿病を含む。），免疫機能不全（H I V，悪性腫瘍を含む。）等を有しており，治療経過や管理の状況等を勘案して，医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等を指す。</p>
急性呼吸器症状	<p>急に咽頭痛，せき，鼻汁，鼻づまり，喀痰，呼吸困難，発熱，悪寒などを発症する症状である。</p>
業務継続計画	<p>新型インフルエンザ等が発生した際，事業所内における感染拡大防止と社会機能維持の観点から，欠勤率が最大40%になることも想定しつつ，職場での感染防止策を徹底するとともに，重要業務を継続し又は不要不急の業務を縮小・中止するため，各事業者において事業を継続するための計画。</p>
抗インフルエンザ ウイルス薬	<p>インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって，インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり，ウイルスの増殖を抑える効果がある。</p>

用語	解説
行動計画	新型インフルエンザ等が発生した場合、迅速かつ適切な対応が実施できるよう、あらかじめ政府、県、市町がそれぞれ行うべき対応等を定めた計画。
個人防護具 (PPE: Personal Protective Equipment)	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途(スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等)に応じて適切な個人防護具を考案・準備する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析が行われている。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所のこと。
死亡率 (Mortality Rate)	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
症候群サーベイランス	あらかじめ指定する医療機関において、一定の症候を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。
症例定義	それぞれの病気に対して症例を定めたもの。
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

用語	解説
新型インフルエンザ	<p>感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を保有していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。</p> <p>毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。</p>
新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009	<p>2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、流行状況が従来の季節性インフルエンザと同等なものとなったため、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。</p>
新感染症	<p>新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。</p>
スペインかぜ	<p>1918年（大正7年）にスペインを中心にそれまでのインフルエンザと異なる形でのH1N1型の新型インフルエンザが発生し、世界的に流行し、世界中で約4,000万人が死亡したとされる。その後、この型が変異しソ連型インフルエンザウイルス（H1N1型）が発生した。</p>
咳エチケット	<p>感染症を他人にうつさないように心がける次のようなマナーのこと。</p> <p>咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。</p> <p>鼻汁・痰などを含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。</p> <p>咳をしている人はマスクを着用し、他の人への感染を防ぐ。</p>

用語	解説
積極的疫学調査	<p>新型インフルエンザ等感染患者を確認したとき、感染症法第15条に基づき、その症例調査と接触者調査を行うこと。</p> <p>症例調査とは、症例に対して、疫学情報や臨床情報などに関して直接情報収集を行い、臨床部門、検査部門との調整により、検体検査も行う。</p> <p>また、症例の行動に関する詳細な情報の把握と接触者のリストアップを行うとともに感染源を特定していく。</p> <p>接触者調査とは、症例の接触者に対する調査であり、接触者に対する電話指導等による保健指導を行い、接触者の状況を追跡及び調査を行う。</p>
致命率 (Case Fatality Rate)	<p>流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。</p>
トリアージ	<p>災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。</p>
鳥インフルエンザ	<p>A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家禽に對し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。</p> <p>近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。</p> <p>なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ (H5N1)」という。</p>
入院勧告	<p>感染症法第26条の規定により準用する同法第19条及び20条に基づき、知事が新型インフルエンザ等感染患者に対して医療機関（特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関等）に入院をさせること。</p> <p>入院期間は、10日間以内とされており、退院は、同法第22条で患者が病原体を保有していないことが確認されたときとなる。</p>
濃厚接触者	<p>新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。</p>
発病率 (Attack Rate)	<p>新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。</p>

用語	解説
パンデミック	<p>感染症の世界的大流行。</p> <p>特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。</p>
パンデミックサーベイランス	<p>海外発生期から地域未発生期までの間、地域発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積及び重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。</p> <p>地域発生早期から地域感染期までの間、新型インフルエンザ等の発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。</p>
パンデミックワクチン	<p>新型インフルエンザ等が発生した段階で、出現した新型インフルエンザ等ウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。</p>
PCR (ポリメラーゼ連鎖反応)	<p>DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。</p>
病原性	<p>新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。</p>
プレパンデミックワクチン	<p>新型インフルエンザ等が発生する前の段階で、新型インフルエンザ等ウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。(現在はH5N1亜型を用いて製造)</p>
香港かぜ	<p>1968年(昭和43年)に香港で発生したとされるH3N2型のインフルエンザで50万人がなくなるとされている。</p>
予防接種副反応迅速把握システム	<p>ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てることを目的とする。</p>
リスクコミュニケーション	<p>我々を取り巻くリスクに関する情報を、行政、住民などの関係主体間で共有し、相互に情報伝達を行い、意思疎通を図ること。</p>